

**(仮称) 視覚障害者情報文化センター条例及び同施行規則の制定  
に伴う意見募集（パブリックコメント）の実施について【概要】**

### 1 条例の制定趣旨

川崎市福祉センター内に設置している視覚障害者情報提供・生活訓練施設である「盲人図書館」について、川崎市福祉センター再編整備基本計画を基に、平成25年度中の完成に向けて現在整備をすすめている（仮称）川崎区内複合福祉施設内に移転整備される「（仮称）視覚障害者情報文化センター」として設置するため、条例を制定するもの。

### 2 施設の概要

- (1) 所在地：川崎区堤根34番地15 （仮称）川崎区内複合福祉施設内
- (2) 開設：平成26年4月（予定）
- (3) 施設構成：視覚障害者情報提供施設及び視覚障害者生活訓練施設
- (4) 目的：視覚障害者に対する情報提供及び生活訓練等の実施

### 3 主な事業内容

- (1) 視覚障害者に対する情報提供
  - ア 点字図書館の運営に関すること
- (2) 本市独自の取組
  - ア 視覚障害者に対する生活訓練に関すること
  - イ 普及啓発に関すること
  - ウ 視覚障害者団体、ボランティアの育成・活動支援に関すること
  - エ 上記の他、目的達成に必要な事業に関すること

### 4 運営形態

川崎市が設置し、指定管理者が管理・運営

### 5 開設スケジュール（予定）

平成24年度	4～5月頃 6月 7月以降 10月以降 12月 12月頃	・パブリックコメント実施 ・条例議案の提案 ・指定管理者の募集 ・指定管理予定者の選定 ・指定議案の提案 ・指定管理者の指定
平成25年度		・準備室設置、引継ぎ ・施設完成予定
平成26年度	4月	・開設、指定管理者による管理の開始

### 6 パブリックコメント

- (1) 募集期間：平成24年4月3日（火）～5月2日（水）
  - (2) 配布場所：川崎市のホームページ「意見公募」に掲載のほか、川崎市福祉センター（盲人図書館）、川崎市役所第3庁舎5階（障害福祉課）、川崎市役所第3庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）にて資料配布（必要な方には点字版を配布）。
  - (3) 提出方法：郵送、持参、FAX、電子メール
- ※ 書面やメールによる御意見の提出が困難な方については、聞き取りによる代筆等により対応いたします。

## 「(仮称) 視覚障害者情報文化センター」の条例及び同施行規則の制定に伴う 意見募集の実施について

～市民の皆様から御意見を募集します～

川崎市では、視覚障害者への情報提供施設である盲人図書館について、施設の老朽化や耐震強度不足への対応のため新たに施設を移転整備し、平成 26 年 4 月から「(仮称) 視覚障害者情報文化センター」として運営を開始することを予定しています。

施設の運営にあたっては、指定管理者制度を導入することで、民間事業者のもつノウハウなどを活用し、サービス向上や効率的な運営が期待できるものと考えています。

つきましては、「(仮称) 視覚障害者情報文化センター」の事業内容について、市民の皆様から御意見を募集します。

### 1. 募集期間

平成 24 年 4 月 3 日 (火) ～5 月 2 日 (水) まで

### 2. 配布場所

川崎市福祉センター (盲人図書館)、川崎市役所第 3 庁舎 5 階 (障害福祉課)、川崎市役所第 3 庁舎 2 階 (情報プラザ)、各区役所 (市政資料コーナー)

\* 川崎市のホームページ「意見公募」のページでも御覧いただけます。

\* 点字版を希望される方は郵送いたしますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

### 3. 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、電子メールでお寄せください。

御意見には、必ず、「題名」「氏名 (法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先 (電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

#### 【郵送先・持参先】

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

〒210-8577 川崎区宮本町 1 番地

#### 【FAX】

044-200-3932 (障害福祉課 FAX)

#### 【電子メール】

川崎市ホームページの「意見公募」にアクセスし、手順に従って御提出ください。

### 4. 意見の締め切り

平成 24 年 5 月 2 日 (水) (郵送は、当日消印有効)

ただし、持参の場合には、5 月 2 日 (水) の 17 時 15 分までとします。

### 5. 注意事項

お寄せいただいた御意見について、個別に回答はいたしません。御意見をまとめたうえで、川崎市の考え方と合わせてホームページ並びに上記の資料閲覧場所にて公表します。

### 6. 問い合わせ先

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

電話 : 044-200-2653

FAX : 044-200-3932

# (仮称) 視覚障害者情報文化センターについて

## 盲人図書館（現行）

### 1 施設の概要

- (1) 所在地：川崎区日進町5-1 福祉センター内
- (2) 開設：昭和49年7月
- (3) 施設構成：視覚障害者情報提供施設及び視覚障害者生活訓練施設
- (4) 目的：視覚障害者情報提供施設としての視覚障害者への各種情報の提供及び視覚障害者への日常生活に必要な基礎的な訓練を実施

### 2 施設の機能

視聴覚障害者 情報提供施設 (身体障害者福 祉法第34条)	点字図書館他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字図書及び録音図書の閲覧及び貸出し（15日以内）</li> <li>・読書に関する相談他</li> <li>・点字物及び録音物の発行</li> <li>・点訳者及び朗読者の養成等</li> <li>・読書用機材等の情報機器の貸出し（6月以内）</li> <li>・視覚障害者への相談</li> </ul>
本市独自の取組	視覚障害者訓 練事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者への日常生活・歩行・コミュニケーション訓練</li> <li>・相談支援、屋外交流会、研修会</li> </ul>
	普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者機器展などの普及啓発活動の実施</li> <li>・読書会の実施</li> </ul>
	その他事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの育成</li> <li>・日常生活上必要な点訳などプライベートサービス</li> </ul>

### 3 運営形態

川崎市で設置・運営

## (仮称) 視覚障害者情報文化センター《新施設》

### 1 施設の概要

- (1) 所在地：川崎区堤根34-15 (仮称) 川崎区内複合福祉施設内
- (2) 開設：平成26年4月(予定)
- (3) 施設構成：視覚障害者情報提供施設及び視覚障害者生活訓練施設
- (4) 目的：視覚障害者情報提供施設としての視覚障害者への各種情報の提供及び視覚障害者への日常生活に必要な基礎的な訓練を実施

### 2 施設の機能

視聴覚障害者 情報提供施設 (身体障害者福 祉法第34条)	点字図書館他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字図書及び録音図書の閲覧及び貸出し（15日以内）</li> <li>・読書に関する相談他</li> <li>・点字物及び録音物の発行</li> <li>・点訳者及び朗読者の養成等</li> <li>・読書用機材等の情報機器の貸出し（6月以内）</li> <li>・視覚障害者への相談</li> </ul>
本市独自の取組  ◎は、充実・強 化を図る。	視覚障害者訓 練事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者への日常生活・歩行・コミュニケーション訓練</li> <li>・相談支援、屋外交流会、研修会</li> </ul>
	普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者機器展などの普及啓発活動の実施</li> <li>・読書会の実施</li> <li>◎市民への普及啓発事業</li> </ul>
	視覚障害者団 体、ボラン ティア等の活 動、育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの育成・活動支援</li> <li>◎ボランティアに対する各種講習会の開催</li> <li>◎障害者団体の育成・活動支援</li> </ul>
	その他事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活上必要な点訳などプライベートサービス</li> <li>◎点訳・音訳サービス</li> <li>◎情報提供事業（機関紙の発行）</li> </ul>

### 3 運営形態

川崎市で設置、指定管理者が管理・運営

(考え方)

指定管理者の持つノウハウを生かした利用者へのサービスの向上や効率的、効果的な運営を行うため、指定管理者による管理・運営への移行を図る。

### 4 開設スケジュール

24年度	25年度	26年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施</li> <li>・条例・施行規則制定</li> <li>・法人公募</li> <li>・事業者選定</li> <li>・指定管理者指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備室設置</li> <li>・引継ぎ</li> <li>・施設完成予定</li> </ul>	開設

## 基本目標

高齢者の地域居住の実現、障害者（児）の生活支援、子どもの健全育成及び子育て支援など、福祉需要に的確に対応しながら、専門的で効率的な質の高いサービスの提供を行います。

## 再編整備背景

- ◆ 少子高齢化の進展など社会経済状況の変化の中で、福祉需要の増大化・多様化が見込まれており、福祉需要に的確に対応できるよう施設機能の検討を行う必要がある。
- ◆ 現在の建物について、早急に必要な耐震対策を実施する必要がある。

